

平成15年4月18日

第27次地方制度調査会

専門小委員会委員長

松 本 英 昭 殿

全国知事会

会 長 土 屋 義 彦

「中間報告についての意見」の提出について

貴専門小委員会においては、中間報告のとりまとめのため、審議が行われております。

本会では、これにかかる意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

中間報告についての意見

平成 15 年 4 月 18 日
全 国 知 事 会

第 1 基礎的自治体のあり方

○ 内部団体移行方式について

都道府県知事が編入先の選択について決定する場合には、都道府県と関係市町村との関係及び地方分権を推進する観点から、編入する関係市町村及び同議会の意思が基本的に尊重されなければならない。

このため、単に関係市町村の意見を求めるのみでなく、必要な調整の仕組みを設けるべきである。

○ 事務配分特例方式について

都道府県は広域的自治体として、一般的に市町村行政を補完する機能をもっているが、特定の地域の特定の事務を補完することは、基本的に都道府県と市町村の役割分担のあり方から問題があると考えるので、このような仕組みの検討は慎重であるべきである。

また、基礎的自治体に対する都道府県の補完機能については、個別の行政分野について、それぞれの行政事務の内容により、補完のあり方が検討されるべきである。

第 2 大都市制度のあり方

○ 指定都市制度

今後における大都市のあり方として、今後、地方分権の観点も踏まえ、政令市については、多様かつ柔軟に対応できる自治体としての機能と役割を増やしていく方向で検討されるべきではないか。

また、政令市の機能と権限については、道府県との協議により、幅広い選択が出来る、柔軟な制度とすべきではないか。

第3 都道府県のあり方

○ 都道府県の果たすべき機能、役割について

今後、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、国から都道府県への事務・事業の移譲及び国の関与の実態を直視し、国・地方公共団体の事務・事業のあり方を見直し、事務・事業の移譲がさらに推進されるよう、検討を進めるべきではないか。

○ 都道府県合併について

都道府県合併については、地方分権の観点から、都道府県が自主的に合併する途を開く道筋を検討することとし、その方式として現行の地方自治法の見直しを行うとのことであるが、全国知事会としても都道府県の自主的合併の手続きを整備すべきものとする。